

令和4年 7月 吉日

保護者の皆様へ

ゆたか第二保育園
園長 島田 峰子

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

このお知らせは、「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第14条第1項に基づき、お子様が本園を利用した際に、伊勢崎市から本園に給付された1人当たりの額をお知らせするものです。この通知により、追加の給付の発生や、利用者負担（保育料）を納めていただくものではありません。

令和3年度に本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各保護者様について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額から、各保護者様に納入していただいた利用者負担（保育料）を減じた額」となります。

（法定代理受領とは）

「子ども・子育て支援法」に基づく施設型給付費等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から施設に対して直接支払いが行われています。この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます。

ゆたか第二保育園 （教育標準時間認定）

令和3年度公定価格（一人あたり）

		満3歳児	3歳児	4歳以上児
教育標準時間認定	4月	167,730円	167,730円	151,860円
	5月	159,860円	159,860円	143,990円
	6月	160,310円	160,310円	144,440円
	7月	160,310円	160,310円	144,440円
	8月	160,310円	160,310円	144,440円
	9月	160,310円	160,310円	144,440円
	10月	160,310円	160,310円	144,440円
	11月	160,310円	160,310円	144,440円
	12月	160,310円	160,310円	144,440円
	1月	160,080円	160,080円	144,210円
	2月	159,860円	159,860円	143,990円
	3月	185,990円	185,990円	170,120円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から「その月における施設での副食提供日数×225円」を、減じた額となります。

ゆたか第二保育園 (保育標準時間認定・保育短時間認定)

令和3年度公定価格 (一人あたり)

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育標準時間認定	4月	240,630円	162,410円	113,640円	98,240円
	5月	240,630円	162,410円	113,640円	98,240円
	6月	240,390円	162,170円	113,400円	98,000円
	7月	240,310円	162,090円	113,320円	97,920円
	8月	240,250円	162,030円	113,260円	97,860円
	9月	240,250円	162,030円	113,260円	97,860円
	10月	240,310円	162,090円	113,320円	97,920円
	11月	240,190円	161,970円	113,200円	97,800円
	12月	240,190円	161,970円	113,200円	97,800円
	1月	240,190円	161,970円	113,200円	97,800円
	2月	240,120円	161,900円	113,130円	97,730円
	3月	242,620円	164,400円	115,630円	100,230円

		0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳以上児
保育短時間認定	4月	230,010円	151,790円	102,870円	87,470円
	5月	230,010円	151,790円	102,870円	87,470円
	6月	229,770円	151,550円	102,630円	87,230円
	7月	229,690円	151,470円	102,550円	87,150円
	8月	229,630円	151,410円	102,490円	87,090円
	9月	229,630円	151,410円	102,490円	87,090円
	10月	229,690円	151,470円	102,550円	87,150円
	11月	229,570円	151,350円	102,430円	87,030円
	12月	229,570円	151,350円	102,430円	87,030円
	1月	229,570円	151,350円	102,430円	87,030円
	2月	229,500円	151,280円	102,360円	86,960円
	3月	232,000円	153,780円	104,860円	89,460円

※「伊勢崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」第13条第4項第3号による副食費徴収免除対象となっていない方については、上記の各月公定価格から、4,500円を減じた額となります。